

(第68回定時株主総会招集通知添付書類)

# 第 68 期 報 告 書

自 平成27年 4 月 1 日

至 平成28年 3 月 31 日

事 業 報 告  
連 結 貸 借 対 照 表  
連 結 損 益 計 算 書  
連 結 株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
連 結 注 記 表  
貸 借 対 照 表  
損 益 計 算 書  
株 主 資 本 等 変 動 計 算 書  
個 別 注 記 表  
連 結 計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
計 算 書 類 に 係 る 会 計 監 査 報 告  
監 査 役 会 の 監 査 報 告



築地魚市場株式會社

# 事業報告

(平成27年4月1日から  
平成28年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及び成果

#### ①経営環境

当連結会計年度におけるわが国経済は日銀の金融政策等により景気の緩やかな回復基調が続いておりましたが、中国経済の不安や急激な円高により企業業績の悪化が懸念されるなど先行きは依然不透明な状況で推移しました。

当社を取り巻く水産卸売業界は、供給サイドにおいては国内水産資源の減少、気候変動による漁獲量の不安定化に直面、需要サイドにおいては消費者の安全・低価格志向が継続し、市場内流通縮小による価格競争が激化しており、厳しい業界環境が続いています。

#### ②決算概況

当連結会計年度の売上高は、781億55百万円（前年同期は798億35百万円）と減収となりましたが、利益率の改善により営業利益は2億42百万円（前年同期は1億24百万円）と増益となりました。

有利子負債の削減による支払利息の減少等により営業外損益は50百万円（前年同期は10百万円）となり、経常利益は2億92百万円（前年同期は1億35百万円）の増益となりました。

また、固定資産の譲渡により特別利益10億10百万円、減損損失による特別損失1億54百万円の計上により親会社株主に帰属する当期純利益は9億74百万円（前年同期は1億32百万円）となりました。

当社は、資本効率の向上及び株主に関する安定配当が重要な経営課題と考えており、今期の業績及び財務状況等を踏まえ、平成28年3月期の期末配当金につきましては、1株当たり3円とさせていただきます。また、次期配当（平成29年3月期）につきましても、1株当たり配当金は期末配当として同様に3円を予定しております。

### ③部門別の状況

#### 【水産物卸売業】

生鮮水産物は、ブリ、サンマ等大衆魚の一部は苦戦したものの、生鮮マグロ、ハマチ、活魚・特種物の取扱いが増加し、取扱金額は前年比で増加いたしました。共同水産㈱で対応している鮮魚加工の取り組みも、取扱金額増に貢献しております。

冷凍水産物は、輸入鮭鱒や冷凍メバチを中心に取扱数量が減少、価格の下落もあり取扱金額は減少いたしました。

加工水産物は、魚卵、しらす干の取扱数量が上伸びしましたが、総じて取扱金額は減少いたしました。

以上の結果、水産物卸売業は、売上高は773億95百万円（前年同期は790億85百万円）、セグメント利益は25百万円（前年同期は△44百万円）となりました。

#### 【冷蔵倉庫業】

冷蔵倉庫業は、売上高は4億59百万円（前年同期は4億51百万円）、セグメント利益は42百万円（前年同期は△1百万円）となりました。

#### 【不動産賃貸業】

不動産賃貸業は、売上高は3億円（前年同期は2億98百万円）、セグメント利益は1億74百万円（前年同期は1億69百万円）となりました。

（売上高明細）

区 分	第 67 期 平成 27 年 3 月 期		第 68 期 平成 28 年 3 月 期 (当連結会計年度)	
	金 額	構 成 比	金 額	構 成 比
水 産 物 卸 売 業	79,085 <sup>百万円</sup>	99.1 %	77,395 <sup>百万円</sup>	99.0 %
冷 蔵 倉 庫 業	451	0.6	459	0.6
不 動 産 賃 貸 業	298	0.3	300	0.4
合 計	79,835	100.0	78,155	100.0

## (2) 対処すべき課題

### ①会社の経営の基本方針

当社は、卸売市場法に基づく東京都中央卸売市場の荷受会社として、“国民の健康的な食生活への貢献”という社会的使命を果たしていくとともに、集荷力・販売力の強化に努め、首都圏の一大消費地を抱える市場荷受としての優位性を発揮しつつ、“旧来型の荷受会社から、広範な機能を有する販売会社への転換”を図り、新たな価値創造によってステークホルダーの期待に応えてまいります。

### ②中長期的な会社の経営戦略と対処すべき課題

当社グループは、平成26年度より『新経営計画＝CHALLENGE—2020』を推進中ですが、新市場移転への助走期間と位置付けた2年計画“フェーズⅠ”は、ファーストステップとしての所期の目標を概ね達成し本年度で終了します。

#### < “フェーズⅠ” の総括 >

“フェーズⅠ”では、平成25年1月に北海道に設立した子会社「(株)キタシヨク」が集荷・産地加工機能を拡充したほか、市場内の子会社「共同水産(株)」も消費地での加工機能を拡充しております。

また、豊洲新市場における冷蔵庫新設案件は予定通りに工事が進行（概要については、平成27年5月11日付開示資料、及び当社ホームページをご参照下さい。）、市場移転を見据えた営業諸施策も積極的に展開しております。

一方、財務面では、ローコストオペレーション・的確な在庫管理・リスクマネジメントに取り組み、連結ベースにおいて、2年間の営業キャッシュフローは約22億円の収入を獲得、ネット有利子負債は8億33百万円へ約24億円削減し、自己資本比率は28.5%から43.1%へ大きく改善となりました。

なお、昨今、水産資源の維持・回復及び環境に配慮した取組みの必要性が世界的に叫ばれています。当社グループは、このような国際化する“食”に対する潮流を受けて、水産資源の持続可能性や環境に配慮した「海のエコラベル」とも呼ばれるMSC（Marine Stewardship Council＝海洋管理協議会の管理する認証制度）のC o C認証（Chain of Custody＝加工・流通工程の認証）取得を積極的に推進、仕入れから加工、納品に至るまで一貫した認証品の供給体制を平成28年3月までに構築しております。

### < 豊洲新市場 >

東京中央卸売市場豊洲市場（正式名称）の完成が間近に迫っておりますが、新市場は温度を適切に管理できる閉鎖型施設にすることで、消費者の意識が高まっている食の安全・安心が確保されると同時に、時代のニーズに即応した首都圏のハブ機能として生まれ変わる予定です。

当社が建設中の多温度帯、多機能型の新設冷蔵庫も、50年先まで見据えた首都圏の基幹市場である豊洲市場の機能拡充に貢献できるものと確信しております。

なお、本社及び事業所は、豊洲市場開場（本年11月7日に予定）とともに新市場内に移転致しますので、当社グループは、現在、移転と同時に万全の態勢で業務を遂行できるよう準備を進めています。

### < “フェーズⅡ” >

当社グループは、平成28年度からは、『CHALLENGE—2020』の次のステップの2年計画“フェーズⅡ”に入ります。

“フェーズⅡ”は、移転後の機能拡充を目指す期間として位置付けており、新設冷蔵庫の本格稼働への取組み、市場内物流の効率化と商圈獲得等、“フェーズⅠ”で講じた諸施策を着実に深化させ、新設冷蔵庫のシナジーを効果的に引出し、一層の事業領域拡大と収益基盤の強化に向け確実に歩を進めてまいりる所存です。

また、子会社共同水産㈱では、新設冷蔵庫内の加工場稼働に合わせHACCPを取得予定であり、鮮度維持、衛生問題に対応する加工機器類を装備のうえ、高い市場内加工のニーズに応じて事業拡張を目指してまいります。

### < 『CHALLENGE—2020』の業績目標 >

中長期的な視点で見ると、2020年の東京五輪開催及び規制緩和等によって東京湾岸地域の再開発が進展し、これらを契機とする新たな“食”の需要が創出され、新市場の発展が増幅されものと期待されます。

当社の『CHALLENGE—2020』の最終年度（＝2020年度）の業績目標、

『新経営計画＝CHALLENGE－2020』					
売上高	1,000億円	経常利益	7億円	純利益	6億円
総資産	200億円	純資産	70億円	自己資本比率	35%

の達成に向けて引き続きまい進してまいります。

株主各位におかれましては、こうした当社グループの経営施策や取り組みに対して、ご理解を賜りますとともに、今後とも引き続き変わらぬご支援を賜りますようお願い申し上げます。

### (3) 設備投資の状況

当連結会計年度に実施した設備投資は12億46百万円であります。その主なものは、豊洲市場内の新冷蔵庫建設への設備投資によるものであります。

### (4) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては特記すべき事項はありません。

## (5) 財産及び損益の状況

### ① 当社グループの財産及び損益の状況

区 分	平成24年度 第 65 期	平成25年度 第 66 期	平成26年度 第 67 期	平成27年度 第 68 期 (当連結会計年度)
売 上 高 (百万円)	76,724	81,023	79,835	78,155
経 常 利 益 (百万円)	△2,268	386	135	292
親会社株主に帰属 する当期純利益 (百万円)	△3,895	489	132	974
1 株当たり当期純利益	△173円54銭	21円80銭	5円92銭	43円43銭
総 資 産 (百万円)	14,607	14,575	12,862	13,148
純 資 産 (百万円)	3,622	4,161	4,621	5,666

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、発行済株式総数より自己株式の数を除いて算出しております。

### ② 当社の財産及び損益の状況

区 分	平成24年度 第 65 期	平成25年度 第 66 期	平成26年度 第 67 期	平成27年度 第 68 期 (当期)
売 上 高 (百万円)	72,899	78,587	77,501	75,660
経 常 利 益 (百万円)	△2,075	439	165	304
当 期 純 利 益 (百万円)	△3,715	580	121	1,004
1 株当たり当期純利益	△165円53銭	25円85銭	5円40銭	44円74銭
総 資 産 (百万円)	13,016	13,852	12,039	12,401
純 資 産 (百万円)	3,328	3,957	4,401	5,479

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数に基づき算出しており、発行済株式総数より自己株式の数を除いて算出しております。

## (6) 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
豊海東市冷蔵(株)	50 百万円	100.0 %	冷蔵倉庫業 水産物の加工・販売、不動産の賃貸
共同水産(株)	50	100.0	

## (7) 主要な事業内容（平成28年3月31日現在）

- ① 水産物卸売業……当社は生鮮加工水産物の委託買付販売、共同水産(株)及び(株)キタシヨクは生鮮、冷凍加工水産物の加工販売を、東市築地水産貿易（上海）有限公司は中国向け水産物の販売を行っております。
- ② 冷蔵倉庫業……当社及び豊海東市冷蔵(株)は冷蔵倉庫業を営んでおります。
- ③ 不動産賃貸業……当社及び共同水産(株)は所有する不動産の一部を当社グループの会社及び外部に賃貸しております。

## (8) 主要な営業所及び工場（平成28年3月31日現在）

- ① 当社  
本社 東京都中央区築地五丁目2番1号  
冷凍工場 東京都中央区築地五丁目2番1号  
八王子支社 東京都八王子市北野町588番地1
- ② 子会社  
豊海東市冷蔵(株) 東京都中央区  
共同水産(株) 東京都中央区  
(株)キタシヨク 北海道石狩市  
東市築地水産貿易（上海）有限公司 中国上海市



(9) 従業員の状況（平成28年3月31日現在）

① 当社グループの従業員の状況

	従業員数	前期末比増減
水産物卸売業	216名	△ 15名
冷蔵倉庫業	30	△ 5
不動産賃貸業	—	—
合計	246	△ 20

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
男性 154名	△ 11名
女性 22	△ 3
合計 176	△ 14

(10) 主要な借入先の状況（平成28年3月31日現在）

借入先	借入額
㈱みずほ銀行	892百万円
㈱三井住友銀行	737

## 2. 会社の現況

### (1) 会社の株式に関する事項（平成28年3月31日現在）

- |            |                   |
|------------|-------------------|
| ① 発行可能株式総数 | 80,000,000株       |
| ② 発行済株式の総数 | 22,475,208株       |
| ③ 株主数      | 2,880名(前期末比265名減) |
| ④ 大株主      |                   |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
㈱ ベ ニ レ イ	1,712千株	7.6%
東 洋 水 産 ㈱	1,216	5.4
㈱ ヨ ン キ ュ ウ	1,124	5.0
㈱ 海 昇	1,114	4.9
㈱ み ず ほ 銀 行	1,112	4.9
㈱ ニ チ レ イ フ レ ッ シ ュ	790	3.5
横 浜 冷 凍 ㈱	576	2.5
朝 日 生 命 保 険 ( 相 )	300	1.3
築 地 魚 市 場 持 株 会	289	1.2
大 三 川 和 義	275	1.2

(注) 持株比率は自己株式(32,300株)を控除して計算しております。

### (2) 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

### (3) 会社役員の状況

#### ① 取締役及び監査役の状況（平成28年3月31日現在）

会社における地位及び担当及び重要な兼職の状況	氏名
代表取締役社長	吉田 猛
取締役（専務執行役員社長補佐兼管理本部長兼コンプライアンス委員長）	木村 洋介
取締役（常務執行役員営業第二本部担当役員）	小松 貞年
取締役（常務執行役員営業第一本部担当役員）	桶田 晴生
取締役（執行役員管理本部長補佐兼業務部長）	杉山 太一
取締役（執行役員管理本部長補佐兼冷蔵事業部長兼市場移転対策室長）	関 均
取締役	石川 誠
監査役（常勤）	伊藤 隆
監査役	安食 芳雄
監査役	室谷 和彦

- (注) 1. 取締役石川誠氏は社外取締役であります。
2. 監査役安食芳雄氏及び監査役室谷和彦氏は社外監査役であります。
3. 取締役石川誠氏、監査役安食芳雄氏及び監査役室谷和彦氏につきましては、(株)東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
4. 取締役石川誠氏は公認会計士及び税理士の資格を有しており、また、監査役安食芳雄氏及び監査役室谷和彦氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。

② 執行役員の名等（平成28年3月31日現在）

地 位	担 当	氏 名
専務執行役員	社長補佐兼管理本部長兼コンプライアンス委員長	木 村 洋 介
常務執行役員	営業第二本部担当役員	小 松 貞 年
常務執行役員	営業第一本部担当役員	桶 田 晴 生
執 行 役 員	管理本部長補佐兼業務部長	杉 山 太 一
執 行 役 員	管理本部長補佐兼冷蔵事業部長兼市場移転対策室長	関 均
上席執行役員	営業第二本部長兼㈱キタシヨク代表取締役社長	村 野 智 基
上席執行役員	経理部長	大 竹 利 夫
執 行 役 員	豊海東市冷蔵㈱代表取締役社長	田 尻 博 一
執 行 役 員	八王子支社長兼八王子支社府中営業所長	緒 方 浩 司
執 行 役 員	営業第一本部長	村 山 弘 晃

③ 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (う ち 社 外 取 締 役)	7名 (1)	80万円 (2)
監 査 役 (う ち 社 外 監 査 役)	3 (2)	13 (4)
合 計	10	94

- (注) 1. 取締役の支給額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。  
 2. 取締役の報酬限度額は、平成5年6月29日開催の第45回定時株主総会において月額200万円以内（使用人分給与は含まないものとする。）と決議いただいております。  
 3. 監査役の報酬限度額は、昭和59年6月29日開催の第36回定時株主総会において月額300万円以内と決議いただいております。

④ 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係  
該当事項はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

- ・取締役石川誠氏の取締役会への出席状況は出席率100%となっております。なお、取締役会においては公認会計士としての豊富な経験をもとに、当社の経営課題等につき適宜発言を行っております。
- ・監査役安食芳雄氏の取締役会への出席状況は出席率100%、監査役会への出席状況は出席率100%となっております。なお、取締役会においては取締役の職務の執行状況を適宜確認するとともに、監査役会においては適宜発言を行っております。
- ・監査役室谷和彦氏の取締役会への出席状況は出席率100%、監査役会への出席状況は出席率100%となっております。なお、取締役会においては取締役の職務の執行状況を適宜確認するとともに、監査役会においては適宜発言を行っております。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役石川誠氏、監査役安食芳雄氏及び室谷和彦氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 新日本有限責任監査法人  
② 報酬等の額

	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	23百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	23百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人から提出された監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積の算出根拠等が適切であるかについて必要な検証を行ったうえで、当事業年度の会計監査人の報酬等の額は妥当と判断し、会社法第399条第1項の同意を行っております。

#### ③ 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合は、監査役会は、監査役全員の同意により解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、解任の旨とその理由を報告いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人の適格性、独立性を害する事由の発生により、適正な監査の遂行が困難であると認められる場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任とする議案の内容を決定いたします。

#### ④ 会計監査人が過去2年間に受けた業務停止処分に関する事項

- i. 処分対象 新日本有限責任監査法人  
ii. 処分内容 業務改善命令（業務管理体制の改善）  
3ヵ月間の業務の一部の停止命令  
（契約の新規の締結に関する業務の停止）  
（平成28年1月1日から同年3月31日まで）

#### ⑤ 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
その他会社の業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の適正を確保するための体制等を下記のとおり整備しております。

なお、当社子会社とは、当社が直接出資する連結子会社をいいます。

イ. 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) コーポレート・ガバナンス

- ①取締役会は、法令、定款及び取締役会規程、その他の社内規程等に従い、重要事項を決定するとともに、取締役の職務執行を監督する。
- ②取締役は取締役会の決定した役割に基づき、法令、定款、取締役会決議及び社内規程に従い、担当業務を執行する。
- ③取締役会の意思決定機能と監督機能の強化及び業務執行の効率化を図るため執行役員制を採用する。執行役員は、取締役会の決定の下、取締役会及び代表取締役の委任に基づき、担当職務を執行する。
- ④監査役は監査役会規程及び監査役監査基準に則り、取締役会の職務執行の適正化を監査する。

(2) コンプライアンス

- ①当社及び当社子会社は、コンプライアンス体制の根幹となる行動規範を定め、取締役が、コンプライアンスの意識向上に努めるとともに、すべての役職員がコンプライアンスを遵守・実践するよう周知徹底する。
- ②当社及び当社子会社は、コンプライアンスを推進するために、体制の整備、コンプライアンスに係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、全社的なコンプライアンスを統括する機関として、取締役会の下にコンプライアンス委員会を設置する。
- ③当社及び当社子会社は、役職員の遵守すべきコンプライアンス・マニュアルを整備し、全役職員にコンプライアンス・マインドの定着と高揚を図る。
- ④当社及び当社子会社は、社員等の相談・通報窓口として、通常の業務ラインとは別に「コンプライアンスホットライン」を置き、日常の業務においてコンプライアンスに係る問題等に気付いたときは相談できる体制をとる。また、その情報については秘密保持を厳守するとともに

に、相談者には不利益な取扱いを行わない。

- ⑤当社及び当社子会社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関わりを持たず、これら反社会的勢力からの不当な要求に対しては断固拒絶し、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。

#### (3) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性確保及び金融商品取引法に基づく内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、当社の定める「財務報告の基本方針」に従い、内部統制システムの整備及び運用を行うとともに、その仕組が適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行う。

#### (4) 内部監査

当社は、内部監査規程を定め、業務の実施部署から独立した内部監査部門が、当社グループに関する実効性のある内部監査を実施する。

### ロ. 損失の危機の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、リスク管理体制を整備するため、リスク管理規程を定め、リスク管理に係る基本方針及び諸施策の決定等を行うとともに、リスク管理担当役員を選任し、当社グループのリスク管理を統括する組織を設置して、リスク管理体制についての評価・指導を行う。
- ②当社グループの重要な投資等の個別案件については、職務権限規程及び稟議規程に基づき、経営会議で審議後、社長の決裁を得る。さらに、法令・定款及び案件の重要度に応じ、取締役会の承認を取得する。
- ③不測事態が発生した場合は、社長を本部長とする対策本部を設置し、事態の把握に努め、当社グループの損失を最小限にとどめるべく迅速な対応を行う。

### ハ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①当社は、経営方針・経営戦略等、当社グループの全役員・社員が共有する目標を定め、その浸透を図るとともに目標達成に向けて、各自が実施すべき具体的な目標を定める。
- ②当社は、職務権限規程により、当社の機構及び職位ならびにその指揮命令の系列を定め、業務の適正な運営と効率化を図る。



- ③当社は、業務の執行が効率的に行われることを確保するため、また、経営の意思決定の迅速化を図るため経営会議を設置し、経営に関する最高方針及び全社的重要事項について審議する。

## 二. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①当社は、法令及び文書規程等に基づき、当社が保有する情報資産を適切に保護するための必要な方策を定め、重要な会議の議事録・稟議書類等、取締役の職務の執行に係る情報を含む重要な文書等は適切に保存しかつ管理する。
- ②取締役及び監査役は、いつでもこれらの文書等を閲覧できるものとする。

## ホ. 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

- ①当社は、当社子会社の業務執行者の自律的な経営を尊重する一方、関係会社管理規程を定め、当社子会社における経営上の重要事項の決定を当社の事前承認事項とすることを周知徹底する。
- ②当社は、定期的に関係会社の報告連絡会議を開催し情報交換を行い、当社グループ全体の健全な発展を図る。
- ③当社執行役員及び社員が必要に応じて当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を兼任する。
- ④監査役は、監査役監査基準等に基づき、当社子会社に対して営業または会計に関する報告を求め、業務及び財産の状況を調査する。
- ⑤内部監査部門は、定期的に当社子会社の内部監査を実施し、その結果を取締役会等に報告する。

## ヘ. 監査役への報告体制

- ①当社及び当社子会社の取締役及び使用人は定期的に職務の執行状況を監査役に報告する。また、取締役及び使用人は、監査役に対して、法令が定める事項のほか、財務及び事業に重大な影響を及ぼすおそれのある決定の内容等をその都度直ちに報告する。
- ②当社及び当社子会社の役職員は、監査役に対して、当社及び当社子会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事実等を直接報告することができる。
- ③当社及び当社子会社は、監査役へ報告を行った当社及び当社子会社の役職員が、当該報告をしたことを理由として不利益な取り扱いを受けることを禁止し、その旨を就業規則に定め、役職員に周知徹底する。

## ト. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、取締役会その他重要な会議に出席し、当社及び当社子会社の取締役及び使用人からその職務の執行状況を聴取し、関係資料を閲覧することができる。
- ②監査役は、代表取締役と協議を実施するとともに、会計監査人と緊密に連携し、定期的に会合をもつなど意見及び情報交換を行い、内部監査部門とも緊密な連携を保つ。
- ③取締役は監査役の監査に協力し、監査にかかる諸費用(訴訟、往査の費用、外部専門家の活用にかかる費用等)については、必要に応じ予算を措置する。

## チ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役からの要請がある場合には、専属の使用人を配置して監査役の命令下において監査業務が遂行できる体制を確保する。また、当該使用人に係る人事異動、人事考課、懲戒処分については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

## (6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は次のとおりです。

### ①コーポレート・ガバナンスについて

当社は、監査役出席のもと、定例取締役会を年12回、臨時取締役会を8回開催し、活発な議論や意見交換を行い、取締役会の実効性を確保しております。さらに、定例執行役員会を毎月開催し、執行役員の業務遂行状況をチェックしております。また、社外取締役・監査役に対しては議案内容の事前説明を行い、業務執行の意思決定の適正性、その監督の実効性を確保しております。なお、当社のコーポレート・ガバナンスの状況の詳細については、当社開示の「コーポレート・ガバナンス報告書」をご参照ください。

## ②コンプライアンス、リスク管理体制について

当社は、コンプライアンス年度計画を策定し、年2回開催のコンプライアンス委員会においてその進捗状況を確認いたしました。また、社員に対し、社内ネットワークを活用して、コンプライアンスにかかわる情報を適宜提供するとともに、社員向けのコンプライアンス研修会の開催や、各種講習会への参加を通じコンプライアンス意識の向上を図っております。

また、当社は、リスク総括表及びリスク評価マニュアルに基づき、当社グループにかかわる様々なリスクを管理しており、年2回開催のリスク管理委員会で状況を確認いたしました。

## ③取締役の職務執行について

当社は、経営会議を毎週開催し、重要事項等を審議のうえ、新経営計画＝CHALLENGE-2020の達成に向けて、各“フェーズ”に掲げる諸施策に全社を挙げて取り組んでおります。

## ④当社グループにおける業務の適正を確保するための体制について

当社グループは、年4回関係会社報告会を開催し、情報交換を通じて予算計画の進捗状況等を確認いたしました。また、当社子会社は事業運営においては、重要な案件について、関係会社管理規定に則り、承認申請・報告を行っております。さらに、内部監査室はグループ会社各社を定期的に訪問し、内部監査を実施しております。

## ⑤監査役の職務の実効性確保について

当社は、監査役会を設けており、原則月1回、計14回開催し、監査に関する重要な決議や、監査の方針、監査計画の協議をいたしました。併せて監査の実施状況について情報を共有するとともに、当社の内部統制の整備、運用状況について、各種会議への出席、稟議書等の確認、また、関係部署からのヒアリング等を通じて確認しております。

また、会計監査人、内部監査室その他内部統制にかかわる関係部署と適宜、意見交換を行うなど連携を図り、監査の実効性確保に努めております。

# 連結貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>7,896</b>	<b>流動負債</b>	<b>6,505</b>
現金及び預金	2,487	支払手形及び買掛金	2,441
受取手形及び売掛金	3,142	短期借入金	3,320
有価証券	2	リース債務	32
商品及び製品	2,027	未払金	56
原材料及び貯蔵品	8	未払費用	247
前払費用	24	未払法人税等	178
短期貸付金	31	未払消費税等	113
その他	315	賞与引当金	63
貸倒引当金	△142	その他	50
<b>固定資産</b>	<b>5,193</b>	<b>固定負債</b>	<b>976</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>2,969</b>	リース債務	67
建物及び構築物	881	繰延税金負債	125
機械装置及び運搬具	2	再評価に係る繰延税金負債	8
土地	808	退職給付に係る負債	469
リース資産	72	長期未払金	3
建設仮勘定	1,200	長期預り保証金	295
その他	3	資産除去債務	5
<b>無形固定資産</b>	<b>78</b>	<b>負債合計</b>	<b>7,481</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,145</b>	<b>純資産の部</b>	
投資有価証券	1,789	<b>株主資本</b>	<b>4,898</b>
その他	485	資本金	2,037
貸倒引当金	△129	資本剰余金	983
<b>繰延資産</b>	<b>58</b>	利益剰余金	1,883
開業費	58	自己株式	△5
<b>資産合計</b>	<b>13,148</b>	その他の包括利益累計額	768
		その他有価証券評価差額金	749
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	19
		<b>純資産合計</b>	<b>5,666</b>
		<b>負債・純資産合計</b>	<b>13,148</b>

# 連 結 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		78,155
売 上 原 価		74,297
売 上 総 利 益		3,857
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,615
営 業 利 益		242
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	47	
受 取 配 当 金	30	
そ の 他	26	105
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	38	
そ の 他	17	55
経 常 利 益		292
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,010	1,010
特 別 損 失		
減 損 損 失	154	154
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		1,148
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		175
法 人 税 等 調 整 額		△1
当 期 純 利 益		974
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		974

# 連結株主資本等変動計算書

(自 平成27年4月1日)  
(至 平成28年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,037	983	908	△5	3,923
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純利益			974		974
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	974	△0	974
当 期 末 残 高	2,037	983	1,883	△5	4,898

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	その他の包括利 益累計額合計	
当 期 首 残 高	680	△2	19	697	4,621
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する 当期純利益					974
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の当期 変動額（純額）	68	2	0	71	71
当 期 変 動 額 合 計	68	2	0	71	1,045
当 期 末 残 高	749	△0	19	768	5,666

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社 3社

豊海東市冷蔵㈱、共同水産㈱、㈱東市ロジスティクス

当連結会計年度において、㈱東市ロジスティクスを設立したため、連結の範囲に含めております。

非連結子会社 4社

築地企業㈱、東市築地水産貿易（上海）有限公司、㈱うおたく、㈱キタショク

非連結子会社は、いずれも小規模であり、総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）は、いずれも連結計算書類に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、連結の範囲から除いております。

#### (2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用会社 0社

非連結子会社である築地企業㈱、東市築地水産貿易（上海）有限公司、㈱うおたく、㈱キタショクは、当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金等（持分に見合う額）に与える影響は軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法の範囲から除いております。前連結会計年度において、持分法適用会社でありました㈱日本マリン（現、築地実業㈱）は重要性がなくなったため、持分法の範囲から除いております。

#### (3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は連結決算日と同一であります。

#### (4) 会計方針に関する事項

##### ① 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの……………連結決算末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

- 商品及び製品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- 原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産を除く）

……主として定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 15～47年

機械装置及び運搬具 10～13年

無形固定資産（リース資産を除く）

……定額法

なお、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

リース資産……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

③ 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、売上債権等を一般債権、貸倒懸念債権等に分類し、各債権分類ごとの貸倒実績率等により貸倒引当金を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当連結会計年度負担額を計上しております。

④ その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

退職給付に係る負債の計上基準…当社及び連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。



## 繰延資産の処理の方法

- 開業費……………会社開業時より5年で定額償却することとしております。
- ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。
- 消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

## (5) 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)、 「連結財務諸表に関する会計基準」(企業会計基準第22号 平成25年9月13日。以下「連結会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当連結会計年度から適用し、支配が継続している場合の子会社に対する当社の持分変動による差額を資本剰余金として計上するとともに、取得関連費用を発生した連結会計年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当連結会計年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する連結会計年度の連結計算書類に反映させる方法に変更しております。加えて、当期純利益等の表示の変更及び少数株主持分から非支配株主持分への表示の変更を行っております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)、連結会計基準第44-5項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる連結計算書類に与える影響はありません。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

- (1) 有形固定資産の減価償却累計額 2,414百万円
- (2) 保証債務  
銀行借入保証  
東市築地水産貿易(上海)有限公司 34百万円
- (3) 土地再評価法の適用

当社は、土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律(平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号)に基づき事業用の土地の

再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

- ① 再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の土地評価額に合理的な調整を加味して算出しております。

- ② 再評価を行った年月日 平成14年3月31日

### 3. 連結損益計算書に関する注記

売上原価

売上原価には収益性の低下に伴うたな卸資産評価損6百万円が含まれております。

### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数(千株)	当連結会計年度 増加株式数(千株)	当連結会計年度 減少株式数(千株)	当連結会計年度末 株式数(千株)
発行済株式				
普通株式	22,475	—	—	22,475
合計	22,475	—	—	22,475
自己株式				
普通株式(注)	30	1	—	32
合計	30	1	—	32

(注) 普通株式の自己株式の株式数増加1千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

## (2) 配当に関する事項

### ① 配当支払額

無配のため記載すべき事項はありません。

### ② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの

(決議)	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当 額 (円)	基準日	効力発生日
平成28年6月 29日定時株主 総会(予定)	普通株式	利益剰余金	67	3.00	平成28年3月31日	平成28年6月30日

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### (金融商品に対する取組方針)

当社グループの資金調達については銀行借入金によっております。デリバティブ取引は為替予約取引であり、将来の為替変動によるリスク回避を目的としており、投機的な取引は行っておりません。

#### (金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制)

営業債権である受取手形及び売掛金は顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の与信状況をその都度、把握する体制をとっております。

株式等である有価証券及び投資有価証券は市場価格の変動リスクに晒されていますが、取締役会及び経営会議への報告等、個別リスク管理を行っております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日です。

借入金のうち、短期借入金は主に営業取引にかかる資金調達であります。変動金利の借入金はありません。

デリバティブ取引は将来の外貨建金銭債権債務の為替変動リスクに対するヘッジを目的とした先物為替予約取引等があり、職務権限規程等に定める決裁権限に基づき実需の範囲で行うこととしております。また、デリバティブの利用にあたっては信用リスクを軽減するために格付の高い金融機関とのみ取引を行っております。

また、営業債務や借入金は流動性リスクに晒されていますが、これらの管理は業務部が適時に資金繰り計画を作成・更新して管理しております。

(金融商品の時価等に関する事項についての補足説明)

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成28年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含まれておりません。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
1) 現金及び預金	2,487	2,487	—
2) 受取手形及び売掛金	3,142	3,142	—
3) 有価証券及び投資有価証券	1,609	1,609	—
資 産 計	7,240	7,240	—
1) 支払手形及び買掛金	2,441	2,441	—
2) 短期借入金	3,320	3,320	—
負 債 計	5,761	5,761	—
デリバティブ取引	—	—	—

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しております。

注1 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

1) 現金及び預金、並びに2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式・債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

負債

1) 支払手形及び買掛金、並びに2) 短期借入金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

## デリバティブ取引

取引先金融機関等から提示された価格等に基づき算定しております。

### 注2 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式等	181百万円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるものであります。なお、非上場株式等については「3）有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

## 6. 賃貸等不動産に関する注記

### (1) 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社及び一部の連結子会社では東京都において賃貸用マンション、賃貸商業施設を有しております。

### (2) 賃貸等不動産の時価に関する事項

連結貸借対照表計上額	時 価
1,455百万円	1,349百万円

注1 連結貸借対照表計上額は取得原価から減価償却累計額を控除した金額であります。

注2 当連結会計年度末の時価は「不動産鑑定評価基準」等に基づいて算定した金額であります。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 252円50銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 43円43銭  |

## 8. 重要な後発事象

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款中一部変更について決議するとともに、平成28年6月29日開催予定の第68回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議致しました。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって効力が生じることと致します。

### （単元株式数の変更）

#### （1）変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、平成27年12月には、売買単位の100株への移行期限を『平成30年10月1日』と決定いたしました。

当社はこれに対応するため、平成28年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。

#### （2）変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更致します。

#### （3）変更の条件

本件に係る定款中一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款中一部変更は、下記に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

### （株式の併合）

#### （1）併合の目的

上記に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことと致しました。

なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の8,000万株から800万株に変更することと致します。

#### （2）併合の内容

- |            |   |
|------------|---|
| ①併合する株式の種類 | 普通株式  |
| ②併合の割合     | 平成28年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記載された株主様ご所有の |

株式について、10株を1株の割合で併合致します。

③併合後の発行可能株式総数 8,000,000株（併合前：80,000,000株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成28年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	22,475,208株
併合により減少する株式の数	20,227,688株
併合後の発行済株式総数	2,247,520株

⑤併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10株未満	206名（7.15%）	285株（0.00%）
10株以上	2,674名（92.85%）	22,474,923株（100.00%）
合計	2,880名（100.00%）	22,475,208名（100.00%）

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様206名（その所有株式の合計は285株。平成28年3月31日現在。）が株主たる地位を失うこととなります。

⑥1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却処分し、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。

⑦1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に実施されたと仮定した場合の当連結会計年度における1株当たり情報は次のとおりであります。

1株当たり純資産額	2,525円04銭
1株当たり当期純利益	434円32銭

(3) 変更の条件

株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

# 貸借対照表

(平成28年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	7,522	<b>流動負債</b>	6,133
現金及び預金	2,322	受託販売未払金	158
受取手形	14	買掛金	2,112
売掛金	2,842	短期借入金	3,180
商品及び製品	1,986	未払法人費用	229
原材料及び貯蔵品	5	未払消費税等	177
未収入金	352	未払消費税等	111
その他	140	賞与引当金	60
貸倒引当金	△141	その他の他	102
<b>固定資産</b>	4,879	<b>固定負債</b>	788
<b>有形固定資産</b>	2,546	退職給付引当金	408
建物	717	長期預り保証金	287
土地	613	その他の他	92
建設仮勘定	1,200	<b>負債合計</b>	6,921
その他	15	<b>純資産</b>	の部
<b>無形固定資産</b>	73	<b>株主資本</b>	4,714
<b>投資その他の資産</b>	2,259	資本金	2,037
投資有価証券	1,755	資本剰余金	977
関係会社株式	152	資本準備金	977
関係会社長期貸付金	261	利益剰余金	1,705
破産更生債権等	127	その他利益剰余金	1,705
その他	92	繰越利益剰余金	1,705
貸倒引当金	△129	<b>自己株式</b>	△5
<b>資産合計</b>	12,401	評価・換算差額等	765
		その他有価証券評価差額金	745
		繰延ヘッジ損益	△0
		土地再評価差額金	19
		<b>純資産合計</b>	5,479
		<b>負債・純資産合計</b>	12,401



# 損 益 計 算 書

(自 平成27年 4月 1日)  
(至 平成28年 3月 31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		75,660
売 上 原 価		72,354
売 上 総 利 益		3,305
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		3,053
営 業 利 益		252
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 受 取 配 当 金	77	
そ の 他	22	99
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	35	
そ の 他	12	48
経 常 利 益		304
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	1,010	1,010
特 別 損 失		
減 損 損 失	136	136
税 引 前 当 期 純 利 益		1,177
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		173
法 人 税 等 調 整 額		-
当 期 純 利 益		1,004

## 株主資本等変動計算書

( 自 平成27年4月1日 )  
( 至 平成28年3月31日 )

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計	
		資 本 金	資 本 備 金				
			資 本 金				繰 越 利 益 剰 余 金
当 期 首 残 高	2,037	977		701	△5	3,710	
当 期 変 動 額							
当 期 純 利 益				1,004		1,004	
自 己 株 式 の 取 得					△0	△0	
株主資本以外の項目 の当期 変動額(純額)							
当期変動額合計	—	—		1,004	△0	1,003	
当 期 末 残 高	2,037	977		1,705	△5	4,714	

	評 価 ・ 換 算 差 額 等				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	674	△2	19	691	4,401
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益					1,004
自 己 株 式 の 取 得					△0
株主資本以外の項目 の当期 変動額(純額)	71	2	0	74	74
当期変動額合計	71	2	0	74	1,078
当 期 末 残 高	745	△0	19	765	5,479

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に関する事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### 有価証券

子会社株式及び関連会社株式

……移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの……………決算末日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

時価のないもの……………移動平均法による原価法

デリバティブ……………時価法

商品及び製品……………個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

原材料及び貯蔵品……………個別法による原価法 (貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定)

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産 (リース資産を除く)

……主として定率法

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物……………15～47年

機械及び装置……………12年

リース資産……………リース期間を耐用年数として、残存価額を零とする定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金……………売上債権等の貸倒損失に備えるため、売上債権等を一般債権、貸倒懸念債権等に分類し、各債権分類ごとの貸倒実績率等により貸倒引当金を計上しております。

賞与引当金……………従業員の賞与の支払に備えるため、支給見込額のうち当事業年度負担額を計上しております。

退職給付引当金……………従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づいて算定した額を計上しております。

(4) その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

ヘッジ会計の方法……………繰延ヘッジ処理によっております。

消費税等の会計処理……………消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(5) 会計方針の変更

(企業結合に関する会計基準等の適用)

「企業結合に関する会計基準」(企業会計基準第21号 平成25年9月13日。以下「企業結合会計基準」という。)及び「事業分離等に関する会計基準」(企業会計基準第7号 平成25年9月13日。以下「事業分離等会計基準」という。)等を当事業年度から適用し、取得関連費用を発生した事業年度の費用として計上する方法に変更しております。また、当事業年度の期首以後実施される企業結合については、暫定的な会計処理の確定による取得原価の配分額の見直しを企業結合日の属する事業年度の計算書類に反映させる方法に変更しております。

企業結合会計基準等の適用については、企業結合会計基準第58-2項(4)及び事業分離等会計基準第57-4項(4)に定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首時点から将来にわたって適用しております。

これによる計算書類に与える影響はありません。

(6) 表示方法の変更

(貸借対照表)

前事業年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「未払消費税等」(前事業年度28百万円)は重要性が増したため独立掲記しております。

## 2. 貸借対照表等に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	2,230百万円
(2) 保証債務	114百万円
銀行借入保証	
共同水産㈱	80百万円
東市築地水産貿易（上海）有限公司	34百万円
(3) 関係会社に対する短期金銭債権	187百万円
(4) 関係会社に対する短期金銭債務	29百万円
(5) 土地再評価法の適用	

土地の再評価に関する法律（平成10年3月31日公布法律第34号）及び土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律（平成11年3月31日公布法律第24号、平成13年3月31日公布法律第19号）に基づき事業用の土地の再評価を行い、土地再評価差額金を純資産の部に計上しております。

### ①再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（平成10年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める地価税法の土地評価価額に合理的な調整を加味して算出しております。

### ②再評価を行った年月日

平成14年3月31日

## 3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	売上高	1,498百万円
	仕入高	1,827百万円
	営業取引以外の取引高	7百万円
(2) 売上原価には収益性の低下に伴うたな卸資産評価損6百万円が含まれております。		

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(千株)	当事業年度中 増加株式数(千株)	当事業年度中 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
普通株式(注)	30	1	—	32
合計	30	1	—	32

(注) 普通株式の自己株式の株式数増加1千株は、単元未満株式の買取による増加であります。

## 5. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産の発生の主な原因

繰延税金資産	
貸倒引当金	83百万円
賞与引当金	18百万円
退職給付引当金	125百万円
減損損失	71百万円
有価証券等評価損等	275百万円
繰越欠損金	1,241百万円
その他	22百万円
繰延税金資産小計	1,837百万円
評価性引当額	△1,837百万円
繰延税金資産合計	－百万円

### (2) 繰延税金負債の発生の主な原因

有価証券評価差額金	55百万円
資産除去債務	0百万円
繰延税金負債合計	55百万円

### (3) 法人税等の税率の変更等による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成28年法律第15号）及び「地方税法等の一部を改正する等の法律」（平成28年法律第13号）が平成28年3月29日に国会で成立し、平成28年4月1日以後に開始する事業年度から法人税率等の引下げ等が行われることとなりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は前事業年度の計算において使用した32.30%から平成28年4月1日に開始する事業年度及び平成29年4月1日に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異等については30.86%に、平成30年4月1日に開始する事業年度以降に解消が見込まれる一時差異等については、30.62%となります。

この税率変更による影響は軽微であります。

6. 関連当事者との取引に関する注記  
子会社及び関係会社等

属性	会社名	議決権等の 所有割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末 残高
子会社	㈱キタシヨク	所有 間接100%	商品の売買、 融資、役員の兼 任	商品の売上(注1)	百万円 502	売掛金	百万円 —
				商品の買付(注1)	552	買掛金	—
				資金の貸付(注2)	9	短期貸付金 関係会社 長期貸付金	12 249

(注) 取引金額には消費税等を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 一般的な市場価格を勘案し、取引価格を決定しております。

(注2) 資金の貸付は、市場金利を勘案して決定しており、短期の貸付については純額で表示しております。なお、担保は受け入れておりません。

7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |         |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 244円17銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 44円74銭  |

8. 重要な後発事象

当社は、平成28年5月9日開催の取締役会において、会社法第195条第1項の規定に基づき、単元株式数の変更に係る定款中一部変更について決議するとともに、平成28年6月29日開催予定の第68回定時株主総会（以下「本定時株主総会」といいます。）に株式の併合について付議することを決議致しました。

なお、これらはいずれも、本定時株主総会において株式の併合に関する議案が可決されることを条件に、平成28年10月1日をもって効力が生じることと致します。

(単元株式数の変更)

(1) 変更の理由

全国証券取引所は、投資家をはじめとする市場利用者の利便性の向上等を目的に、国内上場会社の普通株式の売買単位（単元株式数）を100株に統一する「売買単位の集約に向けた行動計画」を推進しており、平成27年12月には、売買単位の100株への移行期限を『平成30年10月1日』と決定いたしました。

当社はこれに対応するため、平成28年10月1日をもって、当社の単元株式数を1,000株から100株に変更することと致しました。

(2) 変更の内容

単元株式数を1,000株から100株に変更致します。

(3) 変更の条件

本件に係る定款中一部変更は、会社法の定めに従い、取締役会決議によって行うものです。ただし、この定款中一部変更は、下記に記載の株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

(株式の併合)

(1) 併合の目的

上記に記載のとおり、単元株式数を1,000株から100株に変更するにあたり、単元株式数の変更後も、当社株式の売買単位あたりの価格の水準を維持し、また各株主様の議決権の数に変更が生じることがないように、当社株式について10株を1株にする併合（以下「本株式併合」といいます。）を行うことと致しました。

なお、発行可能株式総数については、株式の併合の割合に応じて、現行の8,000万株から800万株に変更することと致します。

(2) 併合の内容

①併合する株式の種類

普通株式

②併合の割合

平成28年10月1日をもって、同年9月30日の最終の株主名簿に記録された株主様ご所有の株式について、10株を1株の割合で併合致します。

③併合後の発行可能株式総数 8,000,000株（併合前：80,000,000株）

なお、発行可能株式総数を定める定款の規定は、会社法第182条第2項の定めに基づき、本株式併合の効力発生日（平成28年10月1日）に、上記のとおり変更したものとみなされます。

④併合により減少する株式数

併合前の発行済株式総数（平成28年3月31日現在）	22,475,208株
併合により減少する株式の数	20,227,688株
併合後の発行済株式総数	2,247,520株



⑤併合により減少する株主数

平成28年3月31日現在の株主名簿に基づく株主構成は、次のとおりです。

保有株式数	株主数 (割合)	所有株式数 (割合)
10株未満	206名 ( 7.15%)	285株 ( 0.00%)
10株以上	2,674名 ( 92.85%)	22,474,923株 (100.00%)
合 計	2,880名 (100.00%)	22,475,208名 (100.00%)

本株式併合を行った場合、保有株式数が10株未満の株主様206名（その所有株式の合計は285株。平成28年3月31日現在。）が株主たる地位を失うこととなります。

⑥1株未満の端数が生じる場合の処理

本株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の定めに従い、当社が一括して売却処分し、または自己株式として当社が買い取り、それらの代金を端数が生じた株主様に対して、端数の割合に応じて交付致します。

⑦1株当たり情報に及ぼす影響

当該株式併合が期首に実施されたと仮定した場合の当事業年度における1株当たり情報は次のとおりであります。

1株当たり純資産額	2,441円68銭
1株当たり当期純利益	447円44銭

(3) 変更の条件

株式の併合に関する議案が本定時株主総会において可決されることを条件に、平成28年10月1日をもってその効力が生じることとしております。

## 連結計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年 5月19日

築地魚市場株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤 栄 司 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	久保 英 治 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、築地魚市場株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

#### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、築地魚市場株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成28年 5 月 19 日

築地魚市場株式会社  
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 伊 藤 栄 司 ㊞  
業務執行社員  
指定有限責任社員 公認会計士 久 保 英 治 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、築地魚市場株式会社の平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

#### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

平成28年5月24日

築地魚市場株式会社

代表取締役社長 吉田 猛 殿

築地魚市場株式会社 監査役会

監査役(常勤) 伊藤 隆 ⑩

監査役 安食 芳雄 ⑩

監査役 室谷 和彦 ⑩

当監査役会は、平成27年4月1日から平成28年3月31日までの第68期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(注) 監査役安食芳雄及び監査役室谷和彦は社外監査役であります。

以上

以上





メ モ

Horizontal dashed lines for writing.

# 株 主 メ モ

事業年度	毎年4月1日から翌年3月31日まで
定時株主総会	毎年6月
株主名簿管理人	東京都中央区八重洲一丁目2番1号 みずほ信託銀行株式会社
問合せ先	〒168-8507 東京都杉並区和泉二丁目8番4号 (証券代行事務センター) みずほ信託銀行株式会社 電話 0120-288-324 (フリーダイヤル)
公告掲載方法	電子公告 ( <a href="http://www.tsukiji-uoiichiba.co.jp/">http://www.tsukiji-uoiichiba.co.jp/</a> ) ただし、事故その他やむを得ない事情によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。

## 株式事務の取扱い

- 株式に関する各種お手続き（住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受領方法の指定等）は、株主様が口座を開設されている証券会社にてお取扱いしております。詳しくは、お取引証券会社にお問合せ下さい。
- 証券会社に口座を開設されていない株主様の株式につきましては、「特別口座」で管理されております。「特別口座」に関する各種お手続き（証券会社の口座への振替、住所変更、単元未満株式の買取請求、配当金受領方法の指定等）は、みずほ信託銀行にてお取扱いいたします。  
(みずほ証券では取次のみとなります)
- 未払配当金のお受取りにつきましては、みずほ信託銀行、みずほ銀行にてお取扱いいたします。  
(みずほ証券では取次のみとなります)